

図書館政策の動向と図書館経営

2023(令和5)年10月31日(第1回)
2023年度JLA中堅職員ステップアップ研修(1)
領域2区分A①

松本哲郎 (市原市立中央図書館)

自己紹介

松本哲郎 (まつもとてつろう)

1975(昭和50)年、大阪府貝塚市生まれ。岸和田市を経て、親の転勤で名古屋市へ。大学4年間は横浜市で過ごす。1999年から市原市立中央図書館勤務。現在は、主にレファレンスや郷土、電算業務を担当。

2004年中堅職員ステップアップ研修(1)受講。2009年日本図書館協会図書館雑誌編集委員、中堅職員ステップアップ研修(2)受講。2013年認定司書(第1071号)、2015年から図書館雑誌編集委員会委員長。

趣味はサッカー観戦(ジェフユナイテッド市原・千葉、VONDS市原FC)、旅先の図書館見学。好きな食べ物はカレー。

はじめに

狙い⇒「考える」

政策や経営、普段の業務で意識しづらいかも。
自分の普段行っている仕事がどういう位置づけになっているか、考えてみましょう。

○大学の科目「図書館制度・経営論」

全体構成

- 9:35~10:15 図書館政策の動向(1)
- 10:25~11:05 図書館政策の動向(2)・図書館経営
- 11:15~11:45 事前課題の発表と意見交換
- 11:45~12:00 講評・まとめ

○ 質問等は思いついた時にチャットに書き込んでください。

注意点

多様な受講生の構成
(地理的な分布・経験年数・勤務館の規模・雇用形態等)
⇒ ここでは同じ受講生、リスペクトを。

○ 講義内容は個人の見解・私見
(JLAや所属の見解と異なることも)

「図書館」とは(1)

一般の人からすると・・・
いまだに「学生が勉強するところ」、「小説を借りるところ」のイメージの人も。

⇒皆さんにとっての「図書館」とは？

「図書館」とは(2) IFLA-UNESCO公共図書館宣言

○ 「IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022」では・・・

この宣言は、公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人男女の心の中に平和と精神的な幸福を達成育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

——（下線）部は改訂部分。

※ UNESCO（国際連合教育科学文化機関）

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

SDGs(持続可能な開発目標)と図書館

開発アジェンダの節目の年、2015年の9月25日-27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかげました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17の目標と169のターゲットからなるSDGs（持続可能な開発目標） ※国際連合広報センターウェブサイトより

・相模原市、SDGs特設ウェブサイト上で国際連合広報センター職員へのインタビュー記事「図書館はSDGsにおいて大きな役割を担っている！～身近な図書館とSDGs～」

「図書館」とは(3) 図書館法

○図書館法では・・・

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設～（後略）

2 前項の図書館の内、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館～（後略）

図書館政策の動向

「図書館政策」とは・・・(言葉の定義)

“図書館事業の振興、図書館に関連した情報提供の事業、情報政策や読書を推進する事業、また著作権に関する問題なども図書館に関する問題についての実現すべき内容、実現のための方法、手段、財源、計画、活動方針などの総体をいうが、多義に用いられる。政府によるものだけでなく、自治体、政党などのほか、民間の団体、個人などから出されたものも政策と言われるようになってきている。”

(図書館用語辞典編集委員会／編『最新図書館用語大辞典』柏書房、2004、p.405)

「図書館政策」の有無？

“**図書館政策の不在**”（柳与志夫『文化情報資源と図書館経営 新たな政策論をめざして』勤草書房、2015、p.333）との指摘も。

⇒法令（図書館法）や告示（図書館の設置及び運営上の望ましい基準）・報告書（これからの図書館像）が政策的な位置づけ

図書館法と社会教育法・教育基本法・憲法 1

○図書館法

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

○社会教育法

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

○教育基本法

前文（前略）ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

図書館法と社会教育法・教育基本法・憲法 2

○教育基本法 (社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

図書館法と社会教育法・教育基本法・憲法 3

○社会教育法

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。(後略)

図書館法と社会教育法・教育基本法・憲法 4

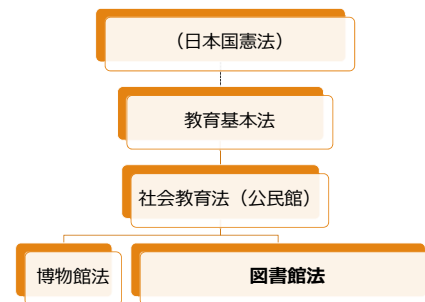
○社会教育法

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

※ 公民館については社会教育法の第五章(二十条から四十二条)で定められている。



図書館法改正(2008年)1 背景

○2006年の教育基本法改正

第三条(生涯学習の理念)が新設。

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。」

・家庭教育の向上(第十条)

・学習機会及び情報提供等の方法で社会教育を振興(第十二条)

○「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ~知の循環型社会の構築を目指して~(答申)」

⇒教育基本法改正の規定の充実を踏まえた提言。

図書館法改正(2008年)2 概要

- 1 図書館奉仕の留意事項に「家庭教育の向上に資する」追加
- 2 収集する資料に「電磁的記録」を追加
- 3 社会教育における学習成果を活用して行う教育活動の機会の提供とその奨励
- 4 運営評価
- 5 研修(専門職員の資質向上)と資格要件の見直し

※ 社会教育法・博物館法と同時に改正

「社会教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(衆議院文部科学委員会・参議院文教科学委員会)・・・指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』1

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。



○平成24(2012)年12月19日施行(平成13年7月18日「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を全部改正)

※「公立」の文字が消えた。私立図書館(例:成田山仏教図書館、石川武美記念図書館など)も対象。ただし、ノーサポートノーコントロール(図書館法第二十六条)

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』2

○図書館法の改正(平成20年)、社会の変化や新たな課題への対応の必要性・図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化・指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化等を受けた改正

1. 図書館法の改正を踏まえた規定の整備
 - ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として、基準の対象に私立図書館を追加
 - ・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
 - ・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』3

2. 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備

- ・知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
- ・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力・レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
- ・児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』4

3. 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

- ・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定
- ・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保
- ・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等
- ・館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置く
- ・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

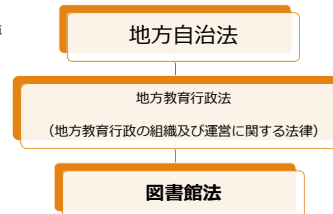
『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』5

4. その他

- ・著作権等の権利の保護に関する規定を追加
- ・危機管理に関する規定を追加
- ・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加

図書館に関連する組織法的視点(1) 地方自治法 1

組織法的視点



図書館に関連する組織法的視点(2) 地方自治法 2 公の施設

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を推進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

図書館に関連する組織法的視点(3) 地方自治法 3 指定管理者制度

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

...

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

...

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

図書館に関連する組織法的視点(4) 地方教育行政法

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

地方教育行政法=地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）

文部科学省の動向(1)

文部科学省総合教育政策局の設置について(組織改編)1

「人生100年時代、超スマート社会 (Society5.0)、グローバル化や人口減少など社会構造は急速に変化しており、教育を取り巻く環境も大きく変化していくと考えられます。(中略)

(1) 教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、1. 教育振興基本計画の策定など総合的な教育政策を企画立案し推進するとともに、2. 総合的かつ客観的な根拠に基づく政策を推進するための基盤整備を行います。」



文部科学省の動向(2)

文部科学省総合教育政策局の設置について(組織改編)2

「(2) 人材育成、環境整備、事業支援といった視点から、生涯にわたる学び、地域における学び、「ともに生きる学び」を推進します。」

「総合教育政策局設置の目指すもの」

学校教育政策と社会教育政策とが縦割りで展開されているとの指摘

⇒学校教育・社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する機能の重要性を明確

文部科学省の動向(3)

文部科学省総合教育政策局の設置について(組織改編)3

「公共図書館に関すること」

生涯学習政策局社会教育課

⇒総合教育政策局地域学習推進課図書館振興係

文部科学省の動向(4)

公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議

社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきですが、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきと考える。

→令和元年6月7日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「第9次一括法」という。)が成立

地域の拠点形成を意図した図書館の施設と機能

図書館調査研究レポート(国立国会図書館 2020)

・ まちづくりや地域コミュニティの形成・再生等を目的の一つとして、図書館が新設・更新されることが多く、これらの図書館は、多くの人を集める魅力的な存在として注目

・ 気仙沼図書館(宮城県)、大和市民図書館(神奈川県)、田原市中央図書館(愛知県)、瀬戸内市民図書館(岡山県)、伊万里市民図書館(佐賀県)を対象館とした事例調査と、図書館施設についての文献調査

文部科学省の動向(5)

第4期教育振興基本計画(令和5年度~9年度)1

2つのコンセプト

(1) 持続可能な社会の創り手の育成

(2) 日本社会に根差したウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的幸福感を含む概念)の向上

「計画」本文19ページ

(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充)に「図書館」

文部科学省の動向(6)

第4期教育振興基本計画(令和5年度~9年度)2

デジタル田園都市国家構想基本方針においてデジタル技術を活用し、地域特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。

〔トピック〕

デジタル田園都市国家構想

解決すべき地方の社会課題(人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化)

⇒デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる
- ⑤ 地域の特徴を活かした分野横断的な支援

〔トピック〕 公共図書館プロジェクト

○ 公益財団法人文字・活字文化推進機構

2019年2月、「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」に設置されている実務者会議を発展的に「公共図書館プロジェクトと名称替えし、引き続き調査研究を深め・・・」

関係団体・個人からのヒアリングも含め全8回の会議で、委員をはじめ各分野の方々からご意見・ご提言を頂き「公共図書館の将来―『新しい公共』の実現をめざす―」（答申）をまとめる（2019年6月）

〔トピック〕 書店・図書館等関係者における対話の場

JPIC（出版文化産業振興財団）・日本図書館協会・文部科学省総合教育政策局の連携で書店・公共図書館・出版社・著者・自治体関係者が参加論点として・・・

現状と課題に関する共通認識（書店と図書館に関わる論点（書店の減少要因や図書館の貸出等の新刊書籍売上への影響、図書館による資料購入等）の現状等について共通理解を図るとともに、共存・共栄に向けた課題を整理）等

街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟（会長塩谷立氏）

図書館に関連する法律(1)

子どもの読書活動の推進に関する法律

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

- ・計画策定に努める
- ・子ども読書の日＝4月23日、趣旨にふさわしい事業の実施に努める
- ・財政上の措置等及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

図書館に関連する法律(2)

文字・活字文化振興法

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

・・・

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日（10月27日）には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

図書館に関連する法律(3)

読書バリアフリー法①

令和元年法律第四十九号

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

図書館に関連する法律(4)

読書バリアフリー法②

○特徴

(1) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及を図るとともに、電子書籍等以外の視覚障害者等が利用しやすい書籍も引き続き提供されること

(2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の量的拡充と質の向上が図られること

(3) 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること

○基本計画の策定例

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（通称：鳥取県読書バリアフリー計画）、徳島県読書バリアフリー計画

図書館に関連する法律(5)

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

「著作権法の一部を改正する法律」(1)

令和3年5月26日に成立し、同年6月2日に令和3年法律第52号として公布。

(1) 図書館関係の権利制限規定の見直しのうち、

①国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信に関する措置については、公布から1年以内で政令で定める日から、

②各図書館等による図書館資料の公衆送信に関する措置については、公布から2年以内で政令で定める日から、

施行されることとなっています。

(文化庁ウェブサイト「令和3年通常国会 著作権法改正について」より)

「著作権法の一部を改正する法律」(2)

「図書館関係の権利制限規定の見直し」

令和3年2月に文化審議会著作権分科会において取りまとめられた「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」等を踏まえ、国民の情報アクセス向上、持続的な研究活動の促進等を図るため、

①国立国会図書館が、絶版等により一般に入手困難な資料を、各家庭等からも閲覧することができるよう、権利者の許諾なくインターネット送信できるようにするとともに、

②各図書館等が、一定の条件の下、補償金を支払うことにより、図書館資料の一部を権利者の許諾なく公衆送信できるようにするものです。

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化

「著作権法の一部を改正する法律」(3)

②図書館等による図書館資料の公衆送信【第31条第2項等関係】

複製及び複製物の提供(譲渡)しか許されておらず、図書館等から利用者に対して、FAXやメール等による送信(公衆送信)を行うことはできないため、複製物の入手までに時間がかかるなど、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた国民の情報アクセスの確保等が十分に図られていないという課題

→従来紙媒体での提供が可能とされていた図書館資料のコピーを権利者の許諾なく公衆送信することを可能としています。もともと、図書館等以外の場所で国民が簡易かつ迅速に利便性の高い形で資料のコピーを入手・閲覧することができるようにすることで、権利者に与える影響が大きくなるため、権利者保護を図る観点から、補償金の支払い等措置を講ずる

「著作権法の一部を改正する法律」(4)

令和5年6月1日施行 図書館等資料個人送信

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

補償金規程・ガイドライン設定

- ・図書館等公衆送信補償金規程(令和5年3月29日認可)
- ・図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン(令和5年5月25日)

⇒2023年7月13日

「図書館等公衆送信サービス」説明会:法施行を受けて
(アーカイブ配信。当面の間、公開)

図書館に関連する国の動向(1) 会計年度任用職員制度

会計年度任用職員制度は、働き方改革の一環として非正規雇用職員の雇用の安定と待遇の改善を目的に、地方自治法、地方公務員法の改正により、2020年度より各自治体に導入された。今まで十分な法整備がされていなかった非正規公務員にとっては、画期的と言える。これにより特別職、一般職で働いていた非常勤職員や臨時職員の大部分が会計年度任用職員に移行した。公立図書館ではその数は全職員数のおよそ4割に及ぶと推定され、図書館職員の労働条件を大きく左右するものである。

しかし、実施後その趣旨と違って必ずしも改善に繋がっていない、むしろ改悪になったといった声も聞かれる。

(全国図書館大会山梨大会第16分科会より)

図書館に関連する国の動向(2) 公共施設等総合管理計画の策定

○背景

・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。

・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

⇒公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

○総務省は自治体に計画策定を要請

図書館に関連する国の動向(3)

立地適正化計画(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)

○国土交通省の都市計画として位置づけ

1. 都市全体を見渡したマスタープラン
2. 都市計画と公共交通の一体化
3. 都市計画と民間施設誘導の融合
4. 市町村の主体性と都道府県の広域調整
5. 市街地空洞化防止のための選択肢

【官民連携】官民連携による公有地の一体的活用

【岩手県紫波町】

背景・課題

- 1998年の町による取得後10年以上経たずして未利用遊休地として放置された駅前公有地
- 人口減少による減少、高齢化
- 人口：H22年3,379人→H25年2,679人(▲22%)
- 高齢化率：H22年24%→H25年37%

施設の事業性に立脚した事業計画のもとに、官民で公有地を一体的活用

- 民間主導で事業性を十分に精査し、銀行の融資や民間機構の出資などによる事業計画に基づき、複合施設「オガールプラザ」を築造
- 併せて駅前広域のランドマークセンター等を整備し、駅前を複合機能を持たした拠点として再生
- 当初の年間来訪者の目標30万人に対し、年間約80万人以上の来訪者を記録(H25年度)
- オガールプラザ(官民複合施設)、オガールパーク(民間複合施設)合わせて約170人の雇用創出

オガールプラザ

町・民間事業者・銀行等による体制を構築し、関係者間で複合施設の事業性を精査

官

- 町
- 民間事業者
- 銀行

民

- 民間事業者
- 銀行

官民

民間主導で事業性を十分に精査し、銀行の融資や民間機構の出資などによる事業計画に基づき、複合施設「オガールプラザ」を築造

複合施設

関係者の土地に空稼地帯を特定し、民間事業者(SPC)が複合施設を築造、施設完成後、町に公共施設を返却

政策的な図書館例

- ① 紫波町図書館(オガール・プロジェクト:官民連携)
- ② オーデビア高知図書館(県・市合築)
- ③ 安城市図書館情報館(アンフォーレ:建物はPFI、運営は直営)
- ④ 大和市立図書館(大和市文化創造拠点シリウス:健康都市図書館)

図書館経営

「図書館経営」とは…

「図書の収集・整理から提供に至る一連の業務がよりよく行われるために、図書館の内部的・制度的条件を整える営み。(後略)」(日本図書館協会用語委員会/編集『図書館用語集』日本図書館協会, 2013)

図書館のミッション(使命)は何か?

○公立図書館は設置母体である地方公共団体のミッションや目的と整合性は取れていますか?

例)紫波町図書館の「農業支援」、東京23区では…

「自治体の総合計画等における図書館政策の位置付け及び資料費・事業費の確保について」(アンケート)2018年版結果

・ 日本図書館協会公共図書館部会

・ 全国の各自治体の中央図書館に対し実施し、回答のあった1184自治体のうち、まちづくりや地域振興に役立つ目的で事業を行っていると考えた図書館は543自治体あり、回答館の46%。

・ まちづくり事業事例集のほか、資料費増の要因や資料費の資金確保

図書館に関する条例

○伊万里市民図書館設置条例

(設置及び目的)

第1条 伊万里市は、すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

図書館実践事例集

～地域の要望や社会の要請に応えるために～

文部科学省(令和2年3月)

全国各地の図書館が取り組まれている様々な特徴的な取組の事例集。

都道府県から推薦のあった取組について、「子供の読書啓発、子供に対するサービスの充実」、「バリアフリーの取組」、「様々な利用者へのサービスの充実」、「最新技術の導入、情報機器等の活用」、「連携」、「地域の課題解決、まちづくり」、「人材育成の取組」、「複合化、空間づくり」、「居場所としての機能充実」、「その他」の区分ごとに取りまとめ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/mext_01041.html

リソースを組み合わせ、効果的・効率的にミッションを達成できるか

○リソース(財政的資源・物理的資源・人的資源)
前提として職員・蔵書・施設の予算確保、連携

⇒ミッション達成のための手段を考える

職員にミッションは共有できているか

「良い図書館」とは、「この図書館はどんな図書館ですか?」と館長に訊いてもカウンターで訊いても同じ答えが返ってくる図書館です。

⇒人材の育成で、仕事のやり方はもちろんですが、何のためにやっているかを知ることによって成果は変わる。

利用者、市民の視点

来館者アンケートはもちろん、できれば無作為抽出した住民アンケートを実施して、「来ない理由」を知ることによって、課題、何をしなければいけないのかが見えてくる。

PDCAサイクル



管理運営形態の多様化(1)

① 指定管理者制度

2020年度都道府県8、市区町村数271（図書館数632）
日本図書館協会の見解
「公立図書館の指定管理者制度についてー2016」

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/kenkai/siteikanrikeikai2016.pdf>

管理運営形態の多様化(2)

② PFI

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うことで効率的かつ効果的な公共サービス手の提供を図る。1999年法制化。

2004年に桑名市で導入。

安城市のように運営は直営の例も。

（岡田知之「直営図書館を核とした複合施設をPFIで整備運用ー安城市中市街地拠点施設アンフォーレの挑戦ー」『図書館雑誌』2018年6月号）

管理運営形態の多様化(3)

③ 一部業務委託

市原市立中央図書館での運営形態

「市民サービスの向上のため、貸出、返却、書架への配架等のカウンター業務、資料整備業務など、図書館業務の一部に委託を導入することで管理運営の効率化を図ることを目的に実施するものです。」

予算以外の資金調達

- ・ 雑誌スポンサー
- ・ 命名権（ネーミングライツ）
- ・ 寄附、ふるさと納税
- ・ クラウドファンディング

事前課題の発表・意見交換

- ・ 自治体重要施策と図書館連携企画

まとめ

- (1) 自治体（地域）を知る⇒課題が見えてくる
- (2) 見えてきた課題に対しての優先順位を決めていく（リソースとのバランス）
- (3) サービス計画の策定へ
 - ・手段が目的化しないように
 - ・「伝える」と「伝わる」は違う
（相手の背景を考え、わかりやすい言葉で）